

別表 A

特定建設作業の騒音と振動の勧告基準

特定建設作業の種類		騒音	振動	作業時間	延1日作業における時間	ける同一作業所期間にお	お日曜る休作業日に	
騒音規制法	振動規制法	敷地境界における音量(dB)	敷地境界における振動の大きさ(dB)					
1.くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。)	1.くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)	85	75	午前7時から午後7時まで	10時間以内	連続6日以内	禁止	
2.びょう打機を使用する作業	—		—					
3.さく岩機を使用する作業※1	4.ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業※1		75					
4.空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	—		指定建設作業に該当					
5.コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。)	—		—					
	2.鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		指定建設作業に該当					75
	3.舗装版破砕機を使用する作業※1							
6.バックホウ(原動機の定格出力が80kw以上)を使用する作業※2	—		85					指定建設作業に該当
7.トラクターショベル(原動機の定格出力が70kw以上)を使用する作業※2	—							
8.ブルドーザー(原動機の定格出力が40kw以上)を使用する作業※2	—							
(注) ※1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 ※2 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。一覧は都環境保全局のホームページ(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/)に掲載してあります。				アイウエ	アイ		アイウエオ	

作業時間等の適用除外項目	
ア	災害その他非常事態の緊急作業
イ	生命・身体の危険防止作業
ウ	鉄道・軌道正常運行確保
エ	道路法による道路占用許可及び道交法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合
オ	変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合